



は、月額 [ ] 円の年金収入がある旨が記載されていた。

- (6) 平成 26 年 5 月 9 日、担当者は、請求人宅の訪問調査を行い、請求人が保有する土地及び家屋の処分は考えておらず、居住を継続する意思のあることを確認した。
- (7) 平成 26 年 6 月 4 日、担当者は、請求人宅を再度訪問調査した。その際、平成 24 年 5 月 29 日に解約した定期預金 [ ] 円の消費状況及び所有する土地及び家屋に対する処分意思を確認した。[ ] 円の消費状況については、請求人の母の葬儀代や家の片付け等に消費した旨を主張したが、領収書等は廃棄したため、残っていないことを主張した。また、土地及び家屋については、処分するつもりはなく、居住を継続したい意向であることを請求人は申し立てた。なお、以前、土地及び家屋の処分を検討した際の不動産価格査定報告書が、請求人より示され、査定価格は [ ] 円であることを担当者は確認した。
- (8) 平成 26 年 6 月 4 日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、請求人の保護申請の却下を決定した。
- (9) 平成 26 年 6 月 6 日、処分庁は、請求人に保護申請却下通知書を渡し、内容を説明した。なお、当該保護申請却下通知書には、却下の理由として、「周さんの資産の活用により最低生活が維持可能なため申請を却下します。(詳細は裏面参照)」と記載され、裏面には、申請却下詳細内容との題で、次のとおり記載されていた。

「生活保護法第 29 条調査により、定期預金 [ ] 円を平成 24 年 5 月 29 日に解約したことが判明した。しかし、預金の消費について領収書の提示がされないため明確な消費の確認ができない。

このことにあわせて、主：[ ] の所有する土地・建物は、自身が徴した不動産価格査定報告書により査定額が [ ] 円である。

主の最低生活費は、「生活扶助：[ ] 円＋住宅扶助：[ ] 円－特別障害給付金 [ ] 円＝[ ] 円」となり、10 年間の生活費は、[ ] 円（[ ] 円×120 ヶ月＋冬季加算：約 [ ] 円）となる。医療費は自立支援医療制度を活用しており、大きな負担にならない。

主の所有する不動産の査定額は [ ] 円であり、処分する価値があると判断するが、主に売却の意思がないため、生活保護法第 4 条（保護の補足性）に定める利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、活用することを行っていないと判断する。」

- (10) 請求人が所有する土地及び家屋の不動産登記の状況並びに固定資産評価額（以下「評価額」という。）は次のとおりである。

ア 土地 所在地番 [ ]  
地 目 宅地

地積 [redacted] m<sup>2</sup>  
 所有者 [redacted]  
 抵当権等 なし  
 評価額 [redacted] 円  
 イ 土地 所在地番 [redacted]  
 地目 宅地  
 地積 [redacted] m<sup>2</sup>  
 所有者 [redacted] (持分 [redacted])  
 [redacted] (持分 [redacted]) 亡母  
 [redacted] (持分 [redacted])  
 抵当権等 なし  
 評価額 [redacted] 円 (当該土地全体)  
 ウ 建物 所在地番 [redacted]  
 家屋番号 [redacted]  
 種類 居宅  
 構造 木造瓦葺 2階建  
 床面積 1階 [redacted] m<sup>2</sup> 2階 [redacted] m<sup>2</sup>  
 所有者 [redacted]  
 抵当権等 差押 債権者 [redacted]  
 評価額 [redacted] 円

- (11) 平成 26 年 6 月 12 日、請求人は、処分庁に対し、再度、生活保護申請を行った。
- (12) 平成26年 7 月 9 日、処分庁が、請求人所有の家屋を差し押さえている浜松市に照会を行ったところ、差し押さえの根拠となっている市民税及び県民税の滞納額は、同年同月 8 日現在 [redacted] 円であることが判明した。

## 2 請求人の主張

請求人は、以下の大要のとおり主張し、処分の取消しを求めています。

- (1) [redacted] であり、平成 20 年に派遣の仕事がなくなって以降は、[redacted] で生活保護を受給していた。平成 22 年に母が死亡し、実家に戻り、相続した自宅で生活しているが、毎月 [redacted] 円弱の障害者年金以外に収入はなく、今後の就労も困難であるため、生活保護を受給しなければ、最低生活を維持することができないのは、明らかである。
- (2) 母が亡くなった以降は、相続した預金等を生活費に充てて暮らしてきたが、適切に金銭を管理することができず、墓石の撤去費用や永代供養料、詐欺的商法の被害にあい、費消してしまった。
- (3) 本件処分は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）

第2条に違反している。

ア 保護決定通知書には、却下の理由として、「■■さんの資産の活用により最低生活が維持可能なため申請を却下します。(詳細は裏面参照)」と記載され、通知裏面には、「申請却下詳細内容」との題で記載がある。このうち最初の段落には、法第29条調査により、定期預金■■■■円を平成24年5月29日に解約したことが判明したが、「その消費について領収書の提示がされないため明確な消費の確認ができない。」ことが却下の理由となっている。

イ 請求人が、本件処分的前提となる生活保護の申請を行ったのは、平成26年5月7日であり、その約2年も前に解約された定期預金の使途が不明であることを却下の理由としているが、このことはそもそも申請を却下する理由たり得ない。

ウ 処分庁が資産調査を適切に行ったのであれば、申請者の有する資産の有無や種別等については、処分庁で既に明確となっているはずであり、それに基づき保護の要否判定を行えばよい。資産調査の結果、本件のように過去に定期預金が存していたことが明らかになった場合において、保護の要否判定に当たっては、解約したその定期預金がいくら現存しているかを確認することで足りるのである。

エ しかし、既に費消された預金につき、「領収書の提示がされないため明確な消費の確認ができない」としてこれを却下の理由とするのは、処分庁が14日を超える約1か月もの期間を費やして資産調査をおこなった結果、あたかも「申請者が当該資産を秘匿しており、調査しきれていない資産があるかも知れないから保護の申請を却下する」と述べているのと同様であり、そもそも調査が完了していないことを自ら認めているものであり到底容認されるべきではない。

オ 法第2条は、「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護(以下「保護」という。)を、無差別平等に受けることができる。」と定めており、なされた申請につき法の要件を満たしているか否かを処分庁が判定するのは当然である一方、申請時より前に申請者が有していた資産をどのように処分したかを考慮して要否判定の材料とすることなど求められていないのであり、処分庁の本件処分は違法なものと言わざるを得ない。

カ また、定期預金■■■■円の使途においても、確認しているという弁明もあり、却下理由と矛盾している。請求人が、法第28条第4項による調査を拒み、妨げ若しくは忌避しているといった弁明もあるが、そのように調査を拒否した事実はない。

(4) 居住用家屋の売却を求めている。

- ア 法第4条1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定しており、資産の活用方法については、必ずしもその「処分」に限定しているものではない。
- イ 請求人の所有にかかる不動産は居住用の建物とその底地のみであり、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日 社発第246号 厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）によれば、当該世帯の居住の用に供される家屋は「保有を認めること」とし、「当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地で、建築基準法第52条及び第53条に規定する必要な面積のもの」についても「保有を認めること」として、いわゆる居住用不動産についてはその保有を認めることが原則となっている。
- ウ その上で「処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない」として例外的に保有が認められないこととしているが、その判断基準については、各実施機関が設置するケース診断会議等の検討に付する目安（居住用不動産の処分価値が利用価値と比べて著しく大きいか否かの判断基準の目安）については、「当該実施機関における最上位級地の標準3人世帯の生活扶助基準額に同住宅扶助特別基準額を加えた値におおよそ10年を乗じ、土地・家屋保有に係る一般低所得世帯、周辺地域住民の意識、持ち家状況等を勘案した所用の補正を行う方法、またはその他地域の事情に応じた適切な方法により算出した額をもってケース診断会議等選定の目安額とする。」としている。
- エ しかし、本件処分において処分庁は、1人世帯の生活扶助基準額に特別基準額ではない住宅扶助基準額を加えた値に10年を乗じた計算した額と請求人の提出した査定報告書の査定額とを比較した結果、査定額のほうが高額であるとして請求人の居住用不動産につき処分されるべき資産と判断しているのであるが、居住用不動産の査定額と請求人が被保護者となった場合に受給すべき額の10年分とを比較することは、その処分価値が利用価値に比して著しく大きいか否かを判断することとは異なるのであるから、処分庁による本件処分は失当であると言わざるを得ない。
- オ なお、請求人が提出した不動産業者の査定報告書に基づき、処分庁は請求人の所有する不動産の査定額を ████████ 円としているが、処分庁は独自にその査定をとるなどして資産の調査を厳正に行うべきである。
- カ ████████ に罹患する請求人が今後勤労収入を得る見通しの極めて低いことは想像に難くないが、仮に請求人が軽作業等による収入を得られるようになった場合には、自己所有の不動産に居住していれば保護を必要としなくなる可能性がある一方、居住用不動産の保有が認められず賃



### 3 処分庁の主張

処分庁は、本件処分に関し、以下の大要のとおり主張し、請求棄却を求めています。

- (1) 定期預金■■■■円の使途については、平成26年6月4日の訪問時に請求人に確認したが、頭のよくなるセミナー参加費用に■■■■円、母親の葬儀に■■■■円、家の片付けに■■■■円、母親の永代供養料に■■■■円、宗教関連のものに数万円に使い、残りを生活費に費消したとのことであった。

使途について、審査請求書中の記載と相違している点もあり、また、領収書が1枚も提示されることがなく、預金の消費について、信憑性が薄い。法第28条第4項による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避していると言わざるを得ない。

- (2) 生活保護相談時に、請求人には、利用できる資産や能力を最低限度の生活を維持するために活用することを説明し、請求人は、処分に向けて自ら不動産鑑定を行っていた。

しかし、生活保護申請後は、不動産を処分し、資産活用する意思がないことを確認したため、当該不動産が、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるか否かの判断を行った。

判断に当たっては、「当該実施機関における最上位級地の標準3人世帯の生活扶助基準額に同住宅扶助特別基準額を加えた値におおよそ10年を乗じ、土地・家屋保有に係る一般低所得世帯、周辺地域住民の意識、持ち家状況等を勘案した所要の補正を行う方法または、その他地域の事情に応じた適切な方法により算出した額」の目安に基づくとともに、処分庁地域内における生活保護世帯による持家は処分価値が著しく低く、売買事例のない市街化調整区域の場合のみであること、及び請求人の近隣の関係や自立の可能性を勘案した。

処分庁の級地区分は■■級地一■■であり、当該世帯が■■代の単身世帯であることから、当該世帯の生活扶助基準額及び特別基準でない住宅扶助基準額の合計額より受給する年金額を差し引いて最低生活費を算出した。そして、請求人世帯が、10年間生活する生活保護費と不動産査定額を比較したものである。また、審査請求人の不動産価格査定報告書は、審査請求人自らが所有地の売買のために徴したものであり、実取引に近いものといえ、その結果、不動産査定額の方が高額であった。

また、本不動産は、市街化区域の住宅地であり売買が可能な地域であること、そして、請求人と近隣との関係が悪く互いに苦情を言っている現状から近隣からの支援は不可能である。また、請求人が、■■歳と高齢で■■■■を罹患しており、就労収入を得ることは難しいと考えられ、仮に軽作業の継続による収入増加による自立を目指す場合は、所有する不動産維

持に係る諸費用の経済的負担が自立の妨げになることから不動産を処分する価値が利用価値に比して著しく大きいと認められる。

#### 4 判断

(1) 法第4条第1項は「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定しています。処分庁は、請求人が、解約した定期預金の使途が不明確であること及び所有する不動産資産の活用を図ることにより、生計維持が可能であるため、本件処分決定を行いました。請求人は、定期預金解約金については既に費消していること及び当該不動産については保有が容認されることを主張し、処分の取消しを求めています。

(2) まず、請求人の定期預金の使途について、検討を行います。

「1事実関係」の(5)のとおり、請求人は、現金■■■■円を保有していること及び残高が少額の預金口座2口座を所有していることを資産申告書により申告しています。

処分庁は、「1事実関係」の(9)のとおり、平成24年5月29日に解約した定期預金■■■■円の使途が明確でないことを理由として、本件処分を行っていますが、請求人が保有を申告した現金及び預金金額を上回る資産を請求人が保有する事実を示しておらず、この点における処分庁の却下理由は、不当と判断されます。

(3) 次に、請求人の所有する不動産の保有の可否について検討を行います。次官通知第3では「最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場合を除き、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること。なお、資産の活用は売却を原則とするが、これにより難しいときは当該資産の貸与によって収益をあげる等活用の方法を考慮すること。」と規定し、保有を容認する場合として「1 その資産が現実に最低限度の生活の維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの（以下略）」が規定されています。また、不動産について保有を認める場合の要件として、土地については、局長通知第3の1の(1)のアに「当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地で、建築基準法第52条及び第53条に規定する必要な面積のもの」と規定され、家屋については、局長通知第3の2の(1)に当該世帯の居住の用に供される場合が規定されています。

ただし、居住用の土地及び家屋について、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでないことが規定されており、

処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるか否かの判断については、局長通知第3の5において、「判断が困難な場合は、原則として各実施機関が設置するケース診断会議等において、総合的に検討を行うこと。」と規定されています。また、ケース診断会議等の検討に付する目安としては、課長問答の第3の間15の答として、「ケース診断会議等における検討対象ケースの選定に当たっては、当該実施機関における最上位級地の30歳代及び20歳代の夫婦と4歳の子を例とする3人世帯の生活扶助基準額に同住宅扶助特別基準額を加えた値におおよそ10年を乗じ、土地・家屋保有に係る一般低所得世帯、周辺地域住民の意識、持ち家状況等を勘案した所要の補正を行う方法、またはその他地域の事情に応じた適切な方法により算出した額をもってケース診断会議等選定の目安額とする。」と規定されています。

- (4) これらを踏まえ、検討を行うと、「1事実関係」の(9)のとおり、処分庁は、請求人世帯が単身世帯であることを踏まえ、■■■歳の請求人の生活扶助基準額及び住宅扶助基準額の合計額から請求人の年金収入を差し引いた金額の10年分を、請求人が不動産会社より徴収した不動産価格査定報告書の査定金額 ■■■■■■■■ 円と比較し、査定額が上回ったことから、処分価値が利用価値に比して著しく高く、生計維持が可能であると判断し、「1事実関係」の(8)のとおりケース診断会議での検討を行ったうえで、本件処分を行っています。

しかし、課長問答の第3の間15の答においては、ケース診断会議等における検討対象ケースの選定に当たっての目安額について所要の補正を行うことは認められていると判断されますが、請求人世帯の収入を控除して算出することについては、規定がありません。このことから、本件処分を行うに当たり、ケース診断会議等における検討対象ケースの選定に当たって、処分庁が算出した目安額は過少なものとなっており、処分庁の裁量の範囲を逸脱しているものと認められます。

- (5) よって、本件審査請求は、理由があると認められることから、主文のとおり裁決します。

平成26年8月6日

審査庁 静岡県知事 川勝 平太